

農家所得の形成と家族規模

畑井義隆

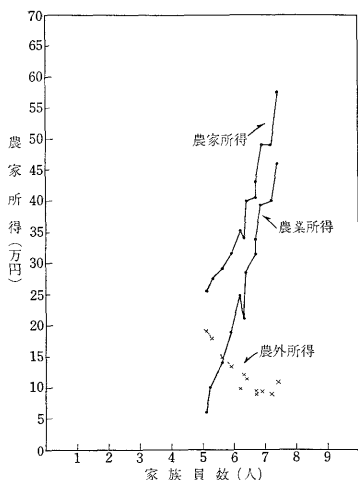
一 農家所得と家族規模との対応

農家所得の形成には、生産要素として土地・生産財・労働力が、それぞれの用役を通して何らかの形で寄与している。従って、土地と生産財の価値量を一定とすれば、労働力の多寡は農家所得の大小を決定する筈である。つまり労働力を多く持てば、その他の所有量を一定とする限り所得は絶対的には大きくなる。この点は農家の所得が農業所得のみで構成されている時には特に明瞭である。しかし実際には農家所得が農業所得だけで構成されているということはない。事業所得を得ている場合もあれば、賃金給与を得ている場合もある。そうした場合の労働力と

農家所得との対応は少し複雑である。でも生産性の点はいざ知らず、総所得としての農家所得はやはり労働力が増えれば増えるという関係は失なわれていない。各就業部門については労働力数を減らさないようにして追加配分して行けば、全所得は必ず増える筈のものである。

以上は農家所得と労働力数との対応関係を考えてみたのだが、家族規模との関連ではどうか。家族というときには、労働力と非労働力の二つが含まれて意味されている。そして非労働力が所得形成に直接的に寄与するということもあり得ない。それ故、家族規模と農家所得が関連するとすれば、家族規模が労働力規模と何らかの関係にあり、それが所得形成と関連をもっているということになるであろう。

では一体どういう対応の仕方をしているのであろうか。それを既存の統計から導き出して示すとしよう。そして生産水準ないし消費水準の見地において、いかなる規模の家族員数や労働力数が有利であるかを検討してみようと思う。資料は便宜的に昭和三二年度の『農林省農家経済調査資産規模別集計報告』（農家所得研究会刊）を用いることにする。ここにいる資産規模とは、「農家経済調査」における固定資産額から建物の資産額を引いた額を一〇万円階層で分類表示したものである。それは土地・農機具・植物・動物の合計価値額である。いわば農業固定資



第1図 家族人員と所得との対応(昭32・全府県)
(資産規模別集計)

本額であるが、農用建物の価額が加わっていないのは、その分だけの価額が建物全体の価額から分離できなかったからである。あえて資産額を階層指標に選んだのは、土地の原単位表示による規模よりも、地域的に異種経営間において統一した尺度で農業資本価額を示すことができるからである。

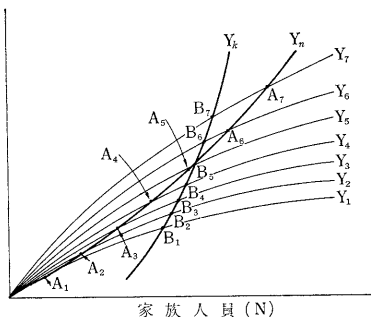
まず農家所得と家族規模との対応関係から見て行こう。第一図はそれらの統計的関係を示す図である。この図には家族人員別にその農家所得と農業所得と農外所得とを示す点を打ち込ん

てある。この三者とも家族員数と極めて密接な関係のあることを知る。農家所得は家族員数の増加につれて増加する増加函数の形をとっている。そしてよく観察してみると、その函数型は二次曲線の形ではなくて、一次の直線か、或はこれに近い指数函数的曲線のように見える。念のために農家所得と農外所得について調べてみると、農業所得は家族人員の増加に比例して増加する一次直線の等差級数的増加を示している。ところが農外所得の場合は減少函数であるか、必ずしも直線の減少を示していない。むしろ二次曲線のように見られる。農家所得曲線が曲線型となったのも、結局、農外所得曲線の影響が現れたからであると見られる。

ところがその農家所得の増加が過増的、つまり等比級数的増加らしきものであるということに問題がある。われわれの常識では、家族員数が多ければ多いほど世帯所得は大きくなるであらうけれども、その増し方は段々鈍って行くであらうと考えている。その点は総理府統計局の「消費者家計調査」の統計的事実によっても充分検証できる。ところが農家についてはそうした事実はこの統計からは読みとれない。このままでは大家族ほど極めて有利という結論が出てくる。果してそうなのであろうか。この点をもう少し慎重に検討して

みる必要がある。そこで、他の資料（農家経済調査耕地規模別集計）について検討してみたが、やはりこういう結果が出てくるのである。そこで一応この事実は確認されたことにして、なせそうなるのかを検討してみることにした。そうしてそれを図（第二図）によって試みてみることにした。

いま就業人員比率（ $\frac{農業}{農業+工業}$ ）は一定とし、農業部門と他産業部門との間には偽装均衡が成立し、兼業は臨時雇



第2図 農業所得曲線の諸形態

農家所得(Y)
農家所得の形成と家族規模

用のみだとしておく。そうすると横軸に家族人員をとれば、それは違う目盛を用いて就業人員と置換えて読むことは容易である。そして縦軸に農家所得をとって、家族人員一人の農家平均所得を A_1 とし、次に二人の農家所得を A_2 とし、以下 A_3 、 A_4 として行けば、それらを結ぶ曲線は大体右上りの曲線になるであろう。家族人員が多い農家は就業人員も多いから、各農家間に資産規模が一定たとしても、当然家族人員の少ない農家よりも農家所得は多くなる。いまは統計的事実を考慮して、一般的に農家人員の多い農家はど資産規模が大きいとしておこう。

さていまこの A_1 を通してこの農家人員一人の農家の平均的資産の下に、家族人員の増加に対応して展開してゆく農家所得曲線 Y_1 を画いてみるとする。 Y_1 曲線は単なる農業所得曲線に農業付加価値生産力曲線ではないので、必ずしも滑らかな曲線ではなく何処かで屈折があるかも知れないが、便宜上このように画いておく。⁽¹⁾以下同様にして Y_2 、 Y_3 等が得られる。ところが Y_1 、 Y_2 、 Y_3 線上にある農家所得は家族人員の無数に変化する農家の所得である。そして Y_1 、 Y_2 、 Y_3 線上にある農家所得の平均所得を図では B_1 、 B_2 、 B_3 ……としておこう。 A_1 と B_1 との差は資産規模は同じだが、家族規模の差によって農家所得差が出来たと理解すべきである。また A_1 は家族人員一人の農家の平均所得であるが、 B_1 は家族人員一人の農家の平均資産規模をもつ家

族員数の異なる農家の平均所得である。たから B_1 の示す横軸の目盛りはその資産規模の農家平均の家族人員である。これらのことは B_2 、 B_3 、 B_4 の諸関係にもあてはまる。さてこれら B_1 、 B_2 、 B_3 の諸点をつないで行く一つの曲線が出来る。 Y_k がそのであるが、この曲線は明らかに Y_n 曲線よりも傾斜が大きい。なぜなら B_1 、 B_2 … B_5 は A_1 、 A_2 … A_5 よりも右にあり、 B_6 、 B_7 は A_6 、 A_7 よりも左にあるからである。

さてこの急峻なる農家所得曲線 Y_k こそ、実は第一図で画いた農家所得曲線である。そこにおいて見出した不可解な事実は、二重の平均化を経たゆがめられた諸関係から派生したものであることを知る。われわれとしてはこのような二変数の直接的比較から何らかの結論を導くことには慎重でありたいと思う。誤まった結論が導かれ易いからである。それに先にこの模型図では就業人員比率一定という仮定を設けたが、家族人員の増加とともに上昇するとしたらどうであろうか。 Y_1 、 Y_2 …などの曲線は傾斜が大となるから、 Y_n と Y_k の二曲線ともその傾斜は一段と増す。家族人員と農家所得との対応関係の理解を更に困難ならしめるであろう。こういった関係はこの二つの変数のみにあてはまるのではなくて、その他の生産要素と所得との関係にも適用できる。また通常の経営耕地規模分類による報告書を用いても、やはり同じような欠陥からは抜け出ないであろう。

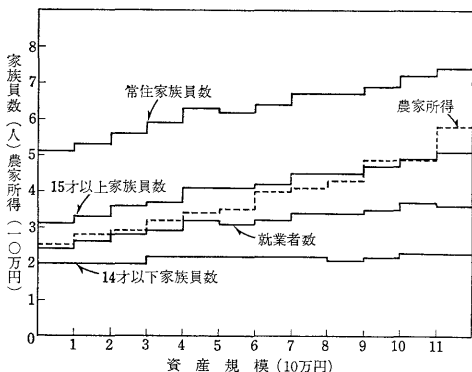
結局、第一図のように資産規模の点を捨象して直接的に家族人員と農家所得を対置せしめることは誤まりではないにしても、余り有意義ではない。利用した統計書が資産規模分類によるものであったのであるから、やはり資産規模を第一義的に見て、それを通して家族人員なり農家所得を見る必要がある。次にこの観点から改めて問題接近を試みてみよう。

注(1) 家族人員はある比率を乗して就業人員とすることが出来るか、その就業人員は労働時間を分割して農業と他産業に供給することが可能であると考ええる。従って微分可能である。 Y_1 、 Y_2 などの曲線型については第四図の弧OPと直線PQとを接続させたようなものとなるであろう。

二 資産規模と農家所得と家族人員

第一図に見たように、家族人員と農家所得との間には恐ろしい程の対応関係があった。しかしそこから何らかの結論を導き出すということは、すでに述べた理由で困難である。そこで資産規模を主題にしながら、それを通じて家族規模と農家所得との関連を考えてみることにしよう。

用意した図は第三図である。ここでは資産規模を横軸にとつて、その変化に伴う家族員数と農家所得の変化を画いてみた。



第3図 資産規模別の家族人員数

予想したように資産規模の増加に応じて家族員数は増加する。しかしその増加の程度は、資産五〇万円を境としてその上と下とは若干異なっている。五〇万円未満では急に家族人員が増えてゆくのに、以上ではその増勢が鈍る。特徴的なこういう傾向

▲ノット▼「農家所得の形成と家族規模

かあるとはいえ、資産規模と常住家族員数との間には高い相関関係のあることが認められる。一方所得についても同様に高度の相関関係のあることは認めてよいであろう。しかしやはり五〇万円のところでその変化の方向に屈折が見られる。家族人員では上に凸であったが、ここでは下に凸である。この符節を合せたような点から、常住家族員数と農家所得との間にも何らかの相関関係のあることが分かるのである。その前に一つの問題を提示しておこう。何故に家族員数は資産規模の低下に伴って減るのであるかということである。

一四才以下家族員数についてはそう資産毎の差がなかった以上、一五才以上の家族員数については元来そう差がなかった筈であると考ええる。差があるとすれば、そこに社会的な調整が加えられたからであろうと判断する。そして資産規模の小さい農家ほど調整の巾は大きかったであろう。従ってこの場合の常住家族員数は、そうした調整の経過を経た姿を示しているものと理解できる。では農家は何を目標として自らを調整していったのであろうか。何かそこに目印というものがある筈である。資産規模なのであろうか、それとも所得なのであろうか、それとも社会的なものであろうか。この点に答えるために第三図に帰って検討してみよう。

常住家族員数の線の下に一五才以上家族員数という線がある。

この二つの線が実は平行を辿っていることに気づかれるであろう。すなわち、家族員数の各資産規模毎の差は、実はこの一五才以上の員数の差がそのまま反映していたのである。そうすると総家族員数の差が何故起きたかという問題は、一五才以上員数に何故差があるかという問題にすりかえられる。一五才以上の家族員数はもちろん就業者と非就業者に分たれる。そこで更にその点をも検討してみよう。就業者数とある図を見てみると、やはり資産規模の低下に伴ってその数は減っている。ところが五〇万円まではそう減らないのに、それ以下ではかなり減っていている。しかも面白いことには、五〇万円以下では就業者数を示す線と一五才員数を示す線とがほぼ平行を示しているのに、それ以上の層では段々と間隔があいていっていることである。これは何故にそうなったのであろうか。

一五才以上員数と就業者数との関係は、前者に労働力化率を乗したものが後者の数になるものである。とすれば第三図から判断する限り、資産五〇万円未満の農家層では労働力化率がほぼ一定で、それ以上では段々と低下して行っているものと考えられよう。実際の労働力化率は付表第一表にあるように、資産五〇万円までは七八%強のところで一定化し、それ以上は逐次低下して七一%にまで落ちる。てはなぜそういうことか起こるのであろうか、この点が問題である。ここでの問題の立て方は

二つある。一つは資産規模の低下に伴って労働力化率が上昇するという必然性と、他の一つはある階層以下においてそれが停止するという必然性の解明である。ところが経済学では資産規模と労働力化率とを直接結びつけて、その相互関係を説明することは困難である。またある資産規模以下の労働力化率の一定を説明することも困難である。どうしても媒介的指標が必要である。ではいかなる指標が必要なのであろうか。

それは所得である。詳しくいうと、それは就業者一人当りの所得である。われわれは無差別選好の理論によつて、賃金率が上昇すると余暇選好的となつて労働時間を短縮せしめようと機能する事実を説明することができ、これは個々の労働主体に関する理論であるが、この理論を家族家計にまで拡張することは充分可能である。⁽¹⁾つまり就業者一人当りの所得が上昇すると、就業者数を減らして家事・育児・教育・自適を重視する傾向が出てくる。この理論の適用が有効であるためには、資産規模の低下に伴ってそこに所得水準の低下があるということをいわねばならない。そのことを当てるために、再び第三図にかえてみることにしよう。

図中に示した農家所得と就業者数の二つの線を見てみると、資産規模の低下に伴って両線は次第に接近してくる。このことは明らかに就業者一人当りの農家所得が低下していることを物

語っている。ところが五〇万円規模以下では必ずしもそうでないようである。付表第四表によって具体的な数字を当ててみると、案の定一〇万六千円のところで就業者一人当り所得は固定している。かくて漸くこの辺の事情が分り出した。労働力化率が資産規模の低下に伴って次第に上昇して行き、そして資産規模五〇万円の労働力化率で固定してしまうのは、就業者一人当りの農業所得が資産規模の低下につれて低下し、そして資産規模五〇万円のところで一定化するからである。所得余暇嗜好の無差別の理論はこの場合にもやはり有効であったのである。

かくて漸く一つの結論を出すことができたようであるが、しかしよく考えてみると、肝腎な点への言及を怠っているようにある。それは就業者数自体に何故に差があるのかという問題である。あるいはいい方をかえれば、資産規模の差ほどにはどうして差が生じないのかという問題になるかも知れない。次にその点を考えてみるとうしよう。

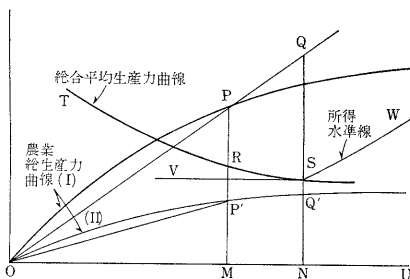
注(一) 小尾恵一郎「労働力の供給」(寺尾磨琢編『雇用』

一九五九年春秋社刊)参照。

三 資産規模と農家所得と就業者数

就業者数というのは一体どのようにしてこのような差が生ずるのであろうか。資産五〇万円以下農家層の就業者数の大きな

△ノット▽ 農家所得の形成と家族規模



第4図 就業者数決定の模型図

変化と、それ以上の農家層のそれ程顕著でない変化とは何によって説明されるべきであらうか。一つの足がかりとなるものは、資産規模の差と所得水準の差である。就業者一人当り所得においては資産規模五〇万円までは同一水準にあり、それ以上においては所得水準は上昇に転じている。このことを就業者数の変化と関連して考える

わけには行かないであらうか。少なくともそこには何らかの関連はあるだろう。そういう事実をふまえてこの点を模型図によって説明してみよう。この場合次のような仮定を設ける。その一は、農家は偽装均衡的に行動する。その二は、常用と臨時の賃金率は等しくて、労働市場は開放的である。

その三は、就業者は時間を分割して労働を供給することが可能である。その四は農村においては、農家の資産規模に応じて目標となる所得水準（一人当り年間所得）があると考える。そういう想定の下に画いたのが第四図である。

仮にいま資産五〇万円規模の農家を考えてみる。その場合の農業の労働力の総生産力曲線は弧OPで与えられる。それに対応する平均生産力曲線は弧TRである。そして開放労働市場下の賃金率（一人当り年間賃金所得）は直線OPPの勾配で与えられ、一定とする。そうすると農家の行動はOMまで農業部門に労働力を供給し、それ以後は農外部門に労働力を配分するであろう。その方が所得面で有利となるからである。そうする労働力の総合生産力曲線はRの段階で、農外部門の賃金率を折り込んでくるから、TRの延長線よりはやや上方に屈折しながらRSの方向に進む。そして労働力の供給は期待する所得水準線と総合平均生産力曲線とが交わる位置において停止する。図ではMN部分は自家農業以外にあてられる労働力数となる。それ以上の労働力の投入は一定の所得水準を維持し得なくなるから、世帯外に放出しなければならなくなる。本来の一五才以上の世帯員数がOUだとすると、NU部分の員数だけが転出しなければならぬ運命にあることを示す。

ところで産資規模がこれよりも小さいと、農業総生産力曲線

は下方に移動し、総合平均生産力曲線も下に下がる。そうすると農業総生産力曲線と直線OPPとの交点はPよりも左の方に来るから、農業部門に就業する労働力数はOMよりも少なくなる。一方、新しい総合平均生産力曲線と所得水準線との交点はSよりも左にくる。従って全就業者ONを縮小する。図によって判断できるように、資産規模の少しの縮小低下でも、P点（M点）を著しく左方に動かし、従って農業就業者数を著しく少なからしめる。一方S点（N点）も左方に移動するが、P点の移動ほどではないので、ここに二就業部門間に労働力数の比重の変更が行なわれて第二種兼業農家が成立する。また資産規模が拡大すると、P点は右上方に移動し農業就業者数は増加する。

総合平均生産力曲線は上方に移るから所得水準線とはS点の右上方において交わる。すなわち就業者数はONよりは増加し、そしてM点とN点との巾（農外就業者数）はより一層狭まる。

この図において注目すべきことは、所得水準線がある位置において屈折していることである。この図では便宜的にSを境にして、それまでは水平であって、それより右は斜上方になるように画かれている。これはそうした統計的事実をそのまま図示したに過ぎない。さてそのように屈折していると、どのような影響があるのだろうか。ある農家の総合平均生産力曲線がこの図の曲線の位置よりも下方にあったとすれば、その曲線と所得

水準線との交わる点は、**WS**の延長線（点線）上で交わる点よりは現在の**VS**線上で交わる方が原点に近い。つまり就業者数が少なくなる。要するにそれは就業者数を少なからしめるような作用をもっている。では何故に所得水準線は途中で屈折したのであろうか。資産規模の小さいものは低所得水準は止むを得ないものと一応認めるのであるけれども、それでも我慢の限界というものがあろう。それが**VS**の水準ではなかったらうか。その線はもはや下げることを許さないギリギリのところを示してはいるのではなからうか。金額で言えば年所得一〇万六千円である。これが当時の農村社会で許容し得た最低の所得水準であったと考える。

このように幾つかの仮定をおくことによって理論的に就業者数決定の機構を説明した。そしてなぜ資産規模が異なると就業者数が異なるのか、また資産五〇万円を境として何故に就業者数の変化に違いが見られるのかということも説明した。しかしこうした説明はある仮定を満足させなければ本当の説明とはなり得ない。その仮定とは先に示した仮定の一と二である。この点を次に検討しよう。

まず農家が偽装均衡的に行動するという点はどうか。偽装均衡的に行動しているものなら、農業の労働力の平均生産力（就業者一人当り農業所得）は、他部門の限界生産力（就業者一人

当りの労働所得）と大体等しくなっていなければならない。事実はどうであらうか。付表第四表のとおり、農業部門と他部門の就業者一人当り所得は、農業の方が他部門よりも²/₃程度に小さくなっている。これでは偽装均衡など到底成立しない。だがこの数値は農業については殊更に小さく、非農業については殊更に大きく表わされていることに留意すべきであらう。農外の就業者の所得の中には、農業の就業者の兼業所得分が入ってくるからである。そこでこの欠陥をとり除くために、就業時間当りでその所得を見てみることにした。

付表第四表によると、時間当りの所得では農業と農外の差は三対五と縮まる。更に農外の中から事業関係を排除して見ると、その差は更に一段と縮まる。しかしながら農業の平均生産力、すなわち農業労働時間当り所得が、農外の平均生産力、すなわち常用雇用の時間当り所得や臨時雇用の時間当り所得と均衡しているような節はない。しかしこの点についてはこういったことを考えるべきである。それは時間当り所得の格差の背後にある労働の質の差である。例えば資産一〇万円未満の農家層の農業所得が一時間三四円で、常用雇用が七八円、臨時が五九円であったとすれば、著しい不均衡があると見なすべきであらうか。そうではないと思う。婦人および老人労働を主体としたこの層の農業労働への評価と、大の男である世帯主の雇用労

働への評価は当然その程度の差は伴つてよいので、一概に不均衡というわけには行かない。

注目すべきことは、農業の一時間当り所得が最低三四円から最高七〇円まで上昇しているのに、常用労働の給料では七八円から六三円まで逆に低下していることである。これなども農家の主体均衡的態度を是認してかかるときは頗る妙なことになる。しかしこの点は背後にある労働主体の能力の差、および労働に対する評価の差を考えれば少しも不合理ではない。世帯主のような基幹労働力が就業する場合と、青年が就業する場合とは、資産規模と無関係にそこに差が生ずるであろう。たゞ一見不均衡とも見える均衡が、果して先に仮定したような偽装均衡的な姿での均衡なのか、それとも完全均衡なのかは分らない。完全均衡（農業の限界生産力と非農業のそれとの均衡）とするには、両者の時間当り所得が離れ過ぎている。仮にそうたとしても第四図を部分的に修正することで使える。ここでは実質的に偽装均衡が成立しているものと理解しておきたい。

第二の問題点に移ろう。果して常用と臨時の賃金率は等しく、労働市場は開放的なのであろうか。付表第四表では、平均で臨時が六九円であったのに対し常用が七四円であった。約五円の差があった。実際はもっと差があったであろう。なぜなら常用雇用の時間当り所得が下がってくるのは、雇用者が資産規

模の増加につれて女性化し、若年化する傾向があるからである。一方臨時雇用の時間当り所得が上ってくるのは、労賃の他に歳費・年金等の所得が加わってくるからである。上昇傾向は否定し得ないまでも、このような急上昇は実際になかったであろう。賃金率としてみるとときには資産規模の上昇に伴って僅かながらの差があったと見なすべきではなからうか。もし差を認めると、それを仮定とした理論はどうなるであらうか。この場合農家は賃金率の高い就業機会を選択してゆくであらう。そうならば、そうして賃金率に無数の差があるならば、第四図の賃金率の高さを示す直線OPQは上に凸の一つの弧として画けばよい。また総合平均生産力曲線のTRSは、R以下の段階で更に下方に傾斜するであらう。

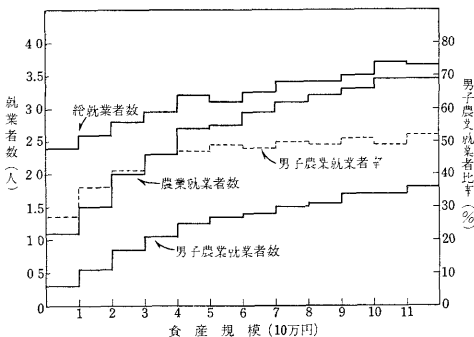
これに関連して労働市場が開放的で完全であるという仮定も立てておいた。しかし賃金率の格差を認めるとなると、そうした仮定自体がおかしいものとなるではないかとの疑問もある。確かにそうである。故にここでは賃金率格差の存在と歩調を合せて、不完全な労働市場があるとしておこう。従つて賃金率の高い就業機会が実力あるものが獲得し、実力なきものは次第に低い賃金率の就業に甘んずるということになるであらう。仮に小資産規模農家が実力なきものとする、彼らに与えられた賃金線OPQの勾配は小さいものとなるであらうし、大資産農家で

は大きくなるであろう。そしてON部分の労働力数が農家常住の世帯員として留まり、以上の労働力数が家を出ることになる。それが必要ではあったろうけれども、また可能であったということは、この労働市場以外に高い賃金率で雇用可能な労働市場が別にあつたということである。労働移動はこうした必要と可能から生れたものと理解したい。

さきに資産規模が異なるとなぜ就業者数に差が生ずるのかという問題は、また何故資産規模の差ほどに就業者数は変化しないのかという問題にもなると述べておいた。この問題に答える必要度は与れたけれども、一応答えておこう。それは三つ挙げられる。その一つは農家所得は必ずしも農業所得のみではないということである。ということは在宅兼業という形で、農業外に就業して所得を得る機会があるということである。言葉をかえれば、就業の機会が農業だけではなくて農業外にもあるということが、農業資産の差ほどには就業者数の差を生まなかった原因である。

では農業就業者数は強く資産規模に制約されているであろうか。第五図を見るとこの点がよく分るが、資産規模が増加するにつれて農業就業者数の増えているところを見ると若干の規制作用はある。その規制力は資産五〇万円を超す階層とそれ以下の階層とは、また異なっている。上の資産階層では弱いが、

ノット 農家所得の形成と家族規模



第5図 資産規模別の就業者数

下の資産階層で強く表われているのは、所得水準均等化の作用が働いたからである。必ずしも資産規模の規制力によるものとはいいい切れない。このような資産五〇万円以下の階層の特殊な事情や、その上の階層の緩やかな傾斜を見ると、農業の資産

規模すら余り農業就業者数にたいして強く規制していなかったように見受けられる。この場合の規制力とは相関係数ではなくて、回帰式における常数の大小で考えていることを注記しておく。

なぜ資産規模ほどに就業者数が変化しなかったかというもう一つの理由は、その資産の中に労働代替的な農業機械の資産を含んでいるからである。農機具資産の増え方は土地資産の増え方の一倍半である。結局大きい資産規模階層ほど農業機械によって労働が節約され、農業就業者数が相対的に少なくなっていると考えられる。農業就業者数自体の変化がこうであったことは、就業者数全体の変化を弱からしめることにも充分寄与する。特に五〇万円以上の資産を保有する階層では、所得均等化の効果が働いていないので、就業者数の変化を益々弱からしめている。

最後に挙げられるべきもう一つの理由は、資産五〇万円以上階層に見られる所得水準の急上昇である。就業者一人当りの所得は五〇万円未満の資産規模では一定しているが、その上の層では資産規模の増につれて急上昇する。この層の農家は農業が主体であるから、その遜減的な総合的総生産力曲線を前提とする限り、所得水準（平均生産力）の急上昇は保有就業者数を急激に少なからしめる。最大資産規模農家を標準とすると、それ

より下の資産規模農家は段々と相対的に多くの就業者を抱えていたことになる。これが就業者数の変化を少なからしめた一つの原因である。結局、資産規模の観点では各層の農家は、それ程就業者数については変化はなかったと言えるし、また人口学的分野からの見方では、大きな変化があったとも言えるのである。

四、要約と残された問題点

この稿の狙いとしたことは、農家所得と家族規模との間に何らかの相関々係があったであろうかということである。結論を端的にいうならば、それはあったといわなければならない。それは農家所得が家族規模を規制するような形ではなくて、家族規模が農家所得を規制するような形で対応関係をもたらしていた。その場合家族規模の増が農家所得の増と結びついている。

しかし家族規模分類によって農家所得を見た場合と、資産階層或は面積階層によって分類した上で、家族規模と農家所得を見た場合とは、自ら両者の対応の仕方は異なってくる。後者の場合、家族員数の増に対する農家所得の増は非常に大きなものであったが、それが家族員数が大きくなるにつれて更に急激に大きく伸びて行くところに特色がある。それは資産規模の影響が入ってくるからである。与えられた統計の制約上、資産規模の

影響を無視して結果を見ることは有害である。

そこで資産規模分類の農家経済調査集計報告書（農家所得研究会）を用いて、資産規模毎の農家所得の変化と家族員数の変化を対比して次のような観察結果を得た。家族員数の変化は資産規模の増に應じて増加する正の変化があったが、それが五〇万円資産規模を境として急増から漸増に変わる。一方農家所得は逆に漸増から急増となる。明らかに五〇万円の資産というのが一つの節となっている。なぜこうなるのかを探究して次のような結論を得た。家族員数のこのような変化は、実は就業者数の変化が、一定の労働力化率を媒介として一五才以上の家族員数に反映し、そして一四才以下員数では資産規模別に殆ど差がないので、そのままその差が総家族員数の上に現れて来たものである。では何故に就業者数の増加の仕方が途中で変わるのだろうか。

それは資産五〇万円規模以下の農家では、就業者一人当りの所得に差があることを好まないからである。一般的最低の所得水準というものがあって、それを維持するために主體的な配慮によって保有就業者数を制限していると考えられる。もし就業者一人当り所得が資産規模の低下に應じて低下することを見認するならば、恐らく就業者数はこのように著しく減少しなかったであろう。農家所得が資産五〇万円規模を超えると

急に増加の態様が変わるのも、やはりそうした事実が現れているまでのことである。就業者一人当りの所得の変化を示す所得水準曲線は、¹⁾のような型のものであるが、就業者数は資産規模毎に増加するので、五〇万円資産規模を軸として接続している二直線は更に一層の傾斜をもつに至る。結局、就業者一人当りの所得の差がある程度農家所得格差に反映して来ていると言える。このように所得一般については資産規模の最も大きい層が最も高かったか、消費水準（家族一人当りの所得）でもそうであった。資産規模の影響力は農村社会ではかなり大きいと見なければならぬ。

農業就業者数や農外就業者数への言及は余りしなかったが、就業者数における特有の変化は農業就業者数の変化が弱まって反映しているものであった。五〇万円未満層までは急激に農業就業者数は増加し、それ以後の増はそれ程ではない。その状況は付表第一表に、その理由は第四図に与えた通りである。一言で言えば、それは資産規模の差にもとづくものである。かくて大雑把な推理ではあるが、所与の条件としてある資産規模の大小の如何が、いかに所得規模や家族規模に影響し作用するものであるかということを知った。経済政策の目標が所得規模の均等化にあるのであれば、合理的な労働移動政策の他に、資産規模を均等化するような方策が望ましいであろう。それへの

接近が可能ならば家族規模も自ら均等化してくるであらう。

この研究での一つの成果は、農家と一口に言っても、その中に性格の異なる二種類の農家を含んでいるということを発見したことであつた。つまり、資産五〇万円以上の農家層とそれ以下の農家層とは少し性格が異なるということである。すでに幾つかの統計的指標によつてその点は指摘してきた。こうした指標から判断する限り、成熟した一人前の農家と未成熟の半人前の農家とに分けることができる。後者の未成熟の農家は「半農家」と呼んでもよいであらう。ではそうした半農家を卒業する段階の農家、或は本格的農家に入ろうとする段階の農家とは一体どういう農家なのであらうか。経営耕地面積で示したら理解が容易であらう。資産四〇〇五〇万円階層の平均が九反五畝であり、五〇〇六〇万円が一一反三畝である。すると五〇万円規模そのものの農家の経営面積は一〇反四畝となる。大雑把には一町歩であると言えよう。かくて「職業的農家」は一町歩経営から始まると言つてよいであらう。

ではそうした一町歩以下の農家は全農家の何%を占めるであらうか。昭和三〇年に行なわれた「臨時農業基本調査」の数字が年次的に近いので、これを見てみると約七三%となる。結局全農家戸数の大半を占めるわけである。前に就業者一人当りの所得では資産五〇万円以下では均等化していると指摘し、その

根拠を下げることを得ない水準にあるからとしたか、それになお一言つけ加えねばならない。それはそれがまた農村の一般的水準でもあるからとしたのである。

この研究成果は「農家経済調査」の全府県五、二〇〇戸足らずの農家を、資産規模別に分類集計して得た結果を分析して得たものであつた。ところでいままでに示した階層毎の諸変化がこの年だけの現象であつたかも知れないという危惧もある。統計的に意味のある一時的現象ならよいのだが、そうだとすればなぜそうだったのかを追求めてみなくてはならない。それにはもう少し他の年次のものを集計してみる必要がある。また地域を分けて考察してみたら面白い結果も得られるかも知れない。幸い昭和三二年度については農区毎や兼業度毎の集計値も得られているので、他日を期してこの点は検討してみたいと思つてゐる。

付表 第1表 資産規模別、状態別の農家家族員数（昭和32・全府県）

資産規模		常住家 族員数	15才以 上員数	就業者数				男子農 業従事 比	労働力 比率	集計 戸数
				総数	自農	家業	兼業外業			
I	0～1	5.09	3.08	2.40	1.10	1.30	26.4	77.9	293	
II	10～20	5.27	3.28	2.58	1.52	1.06	35.5	78.7	690	
III	20～30	5.62	3.58	2.80	2.02	0.78	41.1	78.2	693	
IV	30～40	5.89	3.71	2.93	2.32	0.61	45.7	79.0	710	
V	40～50	6.28	4.10	3.21	2.72	0.49	46.7	78.3	585	
VI	50～60	6.22	4.05	3.12	2.72	0.40	49.2	77.0	491	
VII	60～70	6.37	4.16	3.24	2.93	0.31	48.1	77.9	381	
VIII	70～80	6.70	4.46	3.40	3.09	0.31	49.5	76.2	313	
IX	80～90	6.67	4.54	3.42	3.18	0.24	49.4	75.3	244	
X	90～100	6.96	4.65	3.50	3.28	0.22	51.5	75.3	168	
XI	100～110	7.21	4.91	3.49	3.27	0.22	48.6	71.1	155	
XII	110～	7.44	5.12	3.64	3.44	0.20	52.6	71.1	430	
平均		6.12	3.98	3.06	2.48	0.58	46.4	76.9	5,153	

注 1) 年間60日以上就業する者を「就業者」としている。2) 「労働力化率」は就業者数を「15才以上員数」で割って％で表示したもの。

第2表 資産規模別の種類別農家労働時間

資産規模	就業時 間総数	自家農 業就業 時間	農外就業時間				賦役公 用手間	自家農 業労働 時間
			総数	常用 雇用	臨時 雇用	自営 兼業		
I	4,487	1,731	2,624	1,428	625	571	132	1,830
II	5,099	2,577	2,373	1,327	588	458	149	2,622
III	5,598	3,404	1,990	1,116	508	376	164	3,562
IV	6,046	4,157	1,708	876	439	393	181	4,345
V	6,494	4,883	1,407	772	351	284	204	5,120
VI	6,512	5,062	1,186	635	293	258	214	5,264
VII	6,590	5,344	1,024	537	247	240	222	5,702
VIII	6,802	5,684	882	464	202	216	236	6,233
IX	6,040	5,955	845	427	206	212	240	6,406
X	7,235	6,313	768	388	175	215	254	6,873
XI	7,432	6,306	756	392	151	213	270	7,308
XII	7,684	6,720	683	390	86	207	281	7,955
平均		6,236	4,494	1,526	824	376	326	4,827

注 1) 「自家農業労働時間」は家族の「自家農業就業時間」の他に雇用・ゆい・手間替などを含む。2) 「常用雇用」は恒常的の労働者と職員勤務者の計である。

第3表 資産規模別、源泉別の農家所得

資産規模	農家所得	農業所得	農外所得	農外所得内訳			
				給料	労賃	事業所得	利子所得
I	252,920	59,097	193,823	111,254	36,606	42,559	3,404
II	277,461	97,370	180,091	102,511	35,042	38,885	3,653
III	290,445	141,266	149,179	82,117	32,431	29,696	4,935
IV	316,635	182,913	133,722	63,380	30,794	34,254	5,294
V	342,461	222,365	120,096	55,972	26,836	31,139	6,149
VI	352,971	251,920	101,051	45,683	21,237	27,689	6,442
VII	401,898	286,685	115,213	49,145	22,346	35,244	8,478
VIII	406,816	314,262	92,554	35,185	17,126	32,820	7,423
IX	430,062	339,368	90,694	30,088	17,154	31,956	11,496
X	487,842	394,878	92,964	24,369	17,377	37,309	13,909
XI	491,133	403,109	88,024	23,501	14,655	31,751	18,117
XII	576,641	468,382	108,259	24,437	12,074	35,676	18,072
平均	360,318	320,286	130,032	61,272	25,964	35,276	7,516

▲ノット▼ 農家所得の形成と家族規模

注1) 「給料」は常用雇用の所得で、「労賃」は臨時雇用の所得である

第4表 資産規模の農家1人当り所得と時間当り所得

資産規模	家族1人当り所得	就業者1人当り所得			就業1時間当り所得				
		総合	農業	農外	総合	農業	農外	常用	臨時
I	50	105	54	149	56	34	74	78	59
II	53	107	64	170	54	38	76	77	60
III	52	104	70	191	52	42	75	74	64
IV	54	108	78	219	52	44	78	72	70
V	55	107	82	245	53	46	85	73	76
VI	57	113	93	253	54	50	85	72	73
VII	63	124	98	311	61	54	113	91	90
VIII	61	120	102	299	60	55	105	76	85
IX	64	126	107	363	61	57	107	71	83
X	71	139	120	423	67	63	121	63	99
XI	68	141	125	400	66	64	116	60	97
XII	78	158	136	541	75	70	159	63	140
平均	59	118	93	224	58	51	85	74	69

二二四

(出所) 『昭和32年度・農林省農家経済調査資産規模別集計報告・第1分冊』
(昭36・農家所得研究会)